



2020年3月3日

各 位

会 社 名 株式会社ハイパー  
代 表 者 取締役社長 玉 田 宏 一  
(コード番号：3054)  
問 合 せ 先 取 締 役 田 邊 浩 明  
(電話：03-6855-8180)

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2020年3月3日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より承認を受け、2020年3月24日をもって、当社株式が東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されることとなりました。詳細につきましては、本日付で公表している「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本資金調達背景と目的】

当社は、「ユーザーニーズ実現企業」を経営理念として掲げ、ユーザー企業とともに歩み、ともに成長していく中で、ユーザー企業の最良のパートナーとなるべく、常にニーズを分析し利便性を提供し続けることを目指しており、パソコン販売を中心としたオフィスにまつわる様々なサービスを提供するITサービス事業とアスクルサービスを提供するアスクルエージェント事業の2つを主な事業として行っております。

将来の日本は、少子高齢化に伴う厳しい人口減少が予想されています。また、全ての日本企業が、激しいグローバル競争に巻き込まれる厳しい淘汰の時代になると考えられます。この時代に、日本を支える全ての企業に求められているのはITであると捉え、「人とITで日本の会社を元気に」というスローガンを掲げました。必要なIT人材を育成し、技術力、提案力を伴って、守りのITではお客様の生産性を高め、攻めのITでは、お客様のビジネスモデル再構築をお手伝いしたいと考えております。

今回の新株式発行による資金調達は、このような状況を踏まえ、ITサービス事業における販売機会の確保と収益力向上を目指し売れ筋商品の在庫積み増しを行う為の運転資金に充当いたします。本件により、当社業績の拡大、生産性向上による収益の向上を図り、経営基盤をより強固なものにするともに、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数             | 当社普通株式200,000株   |
| (2) 払込金額の<br>決定方法          | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金の額及び<br>資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法                   | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価                 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (6) 申込期間                   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の3営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日                   | 2020年3月23日（月）  |
| (8) 申込株数単位                 | 100株   |

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長玉田宏一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 110,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 遠藤 孝 110,000株
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、株式会社SBI証券（以下、「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の3営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 2020年3月24日（火）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長玉田宏一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 46,500株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものと

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

- |  |  |
|--|--|
| (2) 売 出 人  | 株式会社S B I 証券   |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）                      |
| (4) 売 出 方 法  | 株式会社S B I 証券が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、46,500株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間  | 一般募集における申込期間と同一とする。  |
| (6) 受 渡 期 日  | 一般募集における受渡期日と同一とする。  |
| (7) 申 込 株 数 単 位  | 100株   |
| (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長玉田宏一に一任する。 |  |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                 |  |

#### 4. 第三者割当による新株式発行

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数        | 当社普通株式46,500株   |
| (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先             | 株式会社S B I 証券  |
| (5) 申 込 期 日           | 2020年4月15日(水)   |
| (6) 払 込 期 日           | 2020年4月22日(水)   |
| (7) 申 込 株 数 単 位       | 100株  |

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

- (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長玉田宏一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### 【ご参考】

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から46,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、46,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は2020年3月3日（火）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、2020年4月22日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年4月15日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2020年3月10日(火)の場合、「2020年3月14日(土)から2020年4月12日(日)までの間」
- ② 発行価格等決定日が2020年3月11日(水)の場合、「2020年3月17日(火)から2020年4月15日(水)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2020年3月12日(木)の場合、「2020年3月18日(水)から2020年4月15日(水)までの間」

となります。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	8,840,600株	(2020年3月3日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	200,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	9,040,600株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	46,500株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	9,087,100株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限112,699,475円について、運転資金に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

I Tサービス事業において、販売機会の確保と収益力向上を目指して当社の強みである在庫販売戦略を強化するため、年度末に向けたパソコンや周辺機器などの売れ筋商品の在庫積み増し資金として112,699千円を充当する予定であります。

総額112,699千円（2020年12月期：112,699千円）

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はございません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記に記載のとおり充当することにより、販売確保の機会と収益力向上につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対して業績に対応した利益還元を行うことを基本方針としており、配当に関しましては、将来の経営環境の変化に対応していくため、積極的な事業転換や企業体質の強化に必要な内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のために活用してまいります。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり連結当期純利益	24.07円	21.62円	38.72円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

1株当たり年間配当金	18円	13.5円	9円
(内1株当たり中間配当金)	(9円)	(9円)	(4.5円)
実績連結配当性向	37.4%	41.6%	23.2%
自己資本連結当期純利益率	8.53%	7.32%	12.31%
連結純資産配当率	3.20%	3.05%	2.86%

- (注) 1. 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、一株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2017年12月期及び2018年12月期の1株当たり年間配当金については、2017年12月期の期首に上記(注)1.に記載の株式分割が行われた仮定して算定しております。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
6. 2019年12月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権(ストックオプション)を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び第三者割当後の発行済株式総数(9,087,100株)に対する下記の交付株式残数の比率は6.18%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（2020年2月29日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2014年4月15日	8,800株	1円	126円	自 2014年5月3日 至 2020年5月2日
2015年4月14日	23,600株	1円	107円	自 2015年5月19日 至 2021年5月18日
2015年6月16日	167,600株	251円	174円	自 2017年6月17日 至 2025年6月16日
2016年4月19日	26,400株	1円	92円	自 2016年5月24日 至 2022年5月23日
2016年5月17日	186,800株	229円	155円	自 2018年5月18日 至 2026年5月17日
2017年4月13日	34,000株	1円	117円	自 2017年5月17日 至 2023年5月16日
2018年4月12日	9,600株	1円	308円	自 2018年5月9日 至 2024年5月8日
2018年9月12日	105,200株	578円	424円	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
始 値	481円	1,090円	449円	726円
高 値	1,350円	2,313円 □710円	875円	737円
安 値	457円	955円 □450円	414円	442円
終 値	1,060円	458円	739円	487円
株価収益率	22.02倍	21.19倍	19.09倍	—

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

1. 当社は2019年3月22日をもって東京証券取引所市場第二部に市場変更いたしました。株価は、2019年3月21日までは同取引所JASDAQ市場におけるものであり、2019年3月22日以降は同取引所市場第二部におけるものであります。
2. □印は、株式分割（2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の分割）による権利落ち後の株価を示しております。
3. 2020年12月期の株価については2020年3月2日現在で表示しています。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（2019年12月期の数値は未監査）で除した数値です。また、2020年12月期については未確定のため表示していません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

#### （4）ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるララコーポレーション株式会社、玉田宏一及び遠藤孝は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。